

神奈川県糖尿病協会細則（平成22年4月改訂版）

1. 賃金規定

- (1) 事務要員時給：事務長 1300 円、一般事務員 1100 円とし毎年見直す。事務要員の、当協会に関する全ての業務に対し、実働分を支給。
- (2) 臨時職員：時給 800 円

2. 交通費・出張費・旅費

- (1) 交通費①（宿泊を伴わない用務）：事務要員、手伝い要員に交通費実費を支給
その基準は原則として次のとおりとする。
電車（船）券、航空券：普通席・実費
急行（特急）券、座席指定券：実費
タクシー料金：実費（要領収書）、ただしやむをえないときに限る
自動車通行料、駐車料：実費（要領収書）
ガソリン代（自家用車使用の場合）：一律 3000 円
- (2) 交通費②（宿泊を伴わない用務）：理事会・常任理事会は同日に行い、出席した顧問・理事・常任理事全員に交通費として 3000 円支給。各行事の際は事務局からお願いした理事・常任理事に交通費として 3000 円支給。ただし支給額に関しては必要に応じ見直す。
- (3) 交通費③（宿泊を伴わない用務）：日糖協行事出席の代議員へは交通費として 3000 円支給。ただし会長（またはその代理）、副会長（またはその代理）には日糖協から支払われるため当協会からは支給しない。関甲信行事の場合は出席した理事全員に、関甲信から交通費がでるため当協会からは支給しない。
- (4) 食事費（宿泊を伴わない用務）：事務要員、手伝い要員に食事費を実費で支給（要領収書）、ただしやむをえない場合に限る。
- (5) 旅費①（研修旅行）：研修旅行付き添いの事務要員に対し、旅費全額と 1 日 8 時間相当の時給および集合場所までの交通費を支給する。
- (6) 旅費②（研修旅行）：研修旅行付き添い医師・看護師に対し、旅費全額と日当を支給。日当の額に関しては予算に応じて会長と会計とで決める。
- (7) 旅費③（宿泊を伴う用務）：研修旅行以外の宿泊を伴う用務に対し事務要員に交通費、宿泊費、食費の実費および実働分の時給を支給。
その基準は、
交通費：上記交通費①
宿泊料：原則としてビジネスクラスの実費（要領収書）
食事費：実費（要領収書）

(8) 旅費④（宿泊を伴う用務）：日糖協の宿泊を伴う行事に関しては、会長（またはその代理）、副会長（またはその代理）にのみ日糖協から旅費が支払われるため原則としてこの2名だけが出席することとし、当協会からは支給しない。関甲信の宿泊を伴う行事に関しては、出席者に対し関甲信から旅費の支給があるためこれも当協会からは支給しない。

3. 賃貸料

2008年および2009年度（4-6月）は1月20000円とし必要に応じ見直す。

4. 慶弔費

顧問・会長・副会長・理事・常任理事・監事に限り、本人死亡時に弔慰金10000円と弔電。

5. 会費

一般会員及びスタッフ会員一人当たりの年会費は600円とし、必要に応じ見直す。

6. 退職金

事務職員の退職金に関しては、3年以上勤務したものに対し、1年につき10,000円支払う。端数は切り捨てとし、100,000円を上限とする。

この細則は昭和61年5月24日から施行する。

この細則は昭和63年7月2日から一部改正施行する。

この細則は平成4年4月1日から一部追加（旅費規定）施行する。

この細則は平成21年4月1日から一部追加（賃金規定）改正施行する。

この細則は平成22年4月1日から一部追加（退職金規定他）改正施行する。